

株式会社縁トラベル 旅行条件書【募集型企画旅行・国内旅行】

旅行企画・実施：東京都知事登録旅行業 2-7639 号

株式会社縁トラベル 〒160-0017 東京都新宿区左門町三番地 1 左門イレブンビル 1 階

総合旅行業務取扱管理者：中島隆志

全国旅行業協会正会員（ANTA）

1. 旅行条件書

この旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には、第 12 条の 5 に定める契約書面の一部になります。

2. 募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社縁トラベルがこの旅行を企画・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。旅行契約の内容・条件は、旅行パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終の日程表（確定書面）及び、当社旅行業約款の募集型企画旅行契約によります。

3. お申し込みと契約の成立時期

所定の旅行申込書に必要事項をご記入のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれの一部又は全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。当社は電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットのメール等による旅行契約の申し込みを受け付けます。この場合には予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いを済ませていただきます。期間内に申込書の提出と申込金の確認ができない場合は申込みが無いものとして取り扱います。旅行契約は、電話及びメールによる申込の場合は、申込金を当社が受領したとき、また、郵便又はファクシミリで申し込みの場合は、申込金のお支払い後、お客様との旅行契約を承諾する旨の通知を出したときに契約が成立します。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただけます。

5. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

①利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。②当社は本項①の適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、その定めるところにより、減少額だけ旅行代金を減額します。③旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。④旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（契約内容の変更のためにその提供を受けなかったサービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。⑤当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

6. お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）ただし当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、やむをえない場合には交替をお断りすることがあります。

7. 特別補償

当社は前項の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の旅行業約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に、偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害また手荷物の上に被った一定の損害につきましては、規定の補償金額及び見舞金を支払います。お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダーなどに類する危険な事故によるものであるときは、当社は、補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。また、当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

8. 当社の責任

当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

お客様が次のような事由により、損害を被られた場合は、当社は原則として前項責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更や旅行の中止。⑤自由行動中の事故。⑥食中毒。⑦遭難。⑧運送機関の遅延など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。

手荷物について生じた損害につきましては、お客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は 1 人あたり最高 15 万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

9. 取消料

■お客様の解除権

お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

営業時間：平日（月曜日～金曜日 09:00～18:00 迄）

土曜、日曜、祝日及び上記表記時間（平日の時間外）以外を除きます。

| 解除期間(当社の営業時間にご連絡が条件) | 取消料 |
|--|-----------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあたっては10日目)に当たる日以降8日目にあたる日まで | 旅行代金の20% |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に解除する場合 | 旅行代金の30% |
| 旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40% |
| 旅行開始日当日に解除する場合 | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100% |

お客様は次の項目に該当する場合は前頁表記の取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- ①旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容が旅行の重要なものである場合に限り。②旅行代金が増額改定されたとき。
 ③天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。④当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 ⑤当社は旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しをします。取消料が申込金で不足の場合は、その差額を申し受けます。

■当社の解除権

お客様が規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合には、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。また次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないとき。②お客様が病氣、必要な介助者の不在や他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。④お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

10. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかに其の旨を添乗員、現地ガイド又は当該旅行サービス提供期間に申し出なければなりません。またチケット等の紛失の場合、再発行に伴う運輸機関の運賃や料金は、運輸機関の定める金額と手続に掛かる費用はお客様の負担となります。

11. 旅程保証

当社は、旅行日程で下表に掲げる変更が行われた場合には、当社旅行業約款の募集型企画旅行の規定により旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金をお支払いします。ただし、旅行サービス提供の日時及び順序の変更については、変更保証金の対象外と成ります。変更報奨金の額は、お一人様に対して一旅行契約について支払われる変更補償金は旅行代金の15%を乗じた額をもって限度とします。また同様に変更補償金の金額がお一人様に対して1,000円未満の場合にはお支払いいたしません。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更事(契約書面の記載) | 旅行開始前 (一件あたりの率%) | 旅行開始後 (一件あたりの率%) |
|---|---------------------|---------------------|
| ①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| ②入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。) | 1.0 | 2.0 |
| ④運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0 | 2.0 |
| ⑤本邦内の旅行開始地たる空港又は、旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| ⑥契約書面に記載した宿泊機関種類又は名称の変更 | 1.0 | 2.0 |
| ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0 | 2.0 |
| ⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5 | 5.0 |

当社は、下表の左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が次の場合には、変更補償金は支払いません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公庁の命令 ⑤運送機関や宿泊設備等のサービスの提供の中止 ⑥運送機関の運行スケジュール変更などの当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ⑦旅行参加者への生命または身体への安全確保の為に必要な措置など。